入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成 26 年 10月 28 日

公立大学法人兵庫県立大学理事長　清原　正義

1　調達内容

(1)　調達物品及び数量

米国ｼﾝﾄﾝｲﾝｽﾂﾒﾝﾂ社製Suns-Voc測定装置（Suns-Voc Post-Diffusion Process Control)

一式　　1台

(2)　納入場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス（兵庫県姫路市書写２１６７）

(3)　入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100 分の8 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2　一般競・入札参加資格

(1)　物品関係入・参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者、又は名簿に登録されていない者で入札参加申込み最終日までに競争参加者の資格審査について本学に申請し、物品関係入札参加者として認定された者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の4 の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店･営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3　入札の参加申込及び入札の方法等

(1)　契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒671-2280　兵庫県姫路市書写２１６７

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部総務課　　担当　佐々木

電話(079)266-1661、FAX (079)266-8868

(2)　参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

平成 26 年 10月 28日（火）から 11月７日（金）までの午前10 時から午後４時まで

（土曜日及び日曜日､正午から午後１時までを除く。）

(3)　入札説明会の日時及び場所

実施しない。

(4)　入札・開札の日時及び場所
　　平成 26年 11月 14日（金）午前10 時00 分
　　兵庫県立大学姫路工学キャンパス　本館３階　大会議室
(5)　入札書の提出期限
　　上記(4)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4　入札者に求められる義務
(1)　この一般競争に参加を希望する者は、平成 26年 11月７日（金）午後４時までに「一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書」及び「物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し」を持参すること。

5　その他
(1)　契約手続において使用する言語及び通貨
　　日本語及び日本国通貨
(2)　入札保証金
　契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100 分の5 以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。
(3)　契約保証金
　契約を締結しようとするときは契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100 分の10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に公立大学法人兵庫県立大学理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて、契約締結の前に提出すること。
(4)　入札に関する条件
　ア　入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。
　イ　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
　ウ　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
　エ　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
　オ　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
　カ　入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
　キ　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
　ク　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。
(5)　入札の無効
　本公告に示した一般競争入札参加資格の無い者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者の入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
(6)　契約書作成の要否
　　要作成
(7)　落札者の決定方法
　入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、公立大学法人兵庫県立大学会計規程（平成25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第52 号）第47 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(8)　その他
　　詳細は、入札説明書による。

入 札 説 明 書

米国シントンインスツルメンツ社製Suns-Voc測定装置　一式 １台の調達に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1　入札に付する事項

(1)　件名及び数量

米国ｼﾝﾄﾝｲﾝｽﾂﾙﾒﾝﾂ社製Suns-Voc測定装置（Suns-Voc Post-Diffusion Process Control）

一式（仕様書のとおり）　１台

(2)　納入期限

平成 27年 1月 30日(金)

(3)　調達物品の条件等

ア　契約書は大学が定めた契約書による。

イ　搬入搬出等は契約事業者の負担とする。機器の梱包材は、契約業者の負担にて引取処分を行うこと。

(4)　納入場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス（兵庫県姫路市書写２１６７）

2　入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

(1)　物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者、又は名簿に登録されていない者で入札参加申込み最終日までに競争参加者の資格審査について本学に申請し、物品関係入札参加者として認定された者であること。

(2)　地方自治法施行令（昭和22 年政令第16 号）第167 条の４の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3)　一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第１号）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4)　会社更生法（平成14 年法律第154 号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5)　兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3　入札参加の申込み

(1)　参加申込みの場所

兵庫県立大学姫路工学キャンパス　経営部総務課（兵庫県姫路市書写２１６７）

電話(079)266-1661、FAX (079)266-8868

(2)　入札参加申込書及び入札説明書交付の期間

平成 26年 10月 28日（火）から 11月 7日（金）までの午前10 時から午後４時まで

（土曜日及び日曜日、正午から午後１時までを除く。）

⑶　提出書類

ア　一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第１号）

イ　県もしくは大学が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写し

ウ　返信用封筒（定型長３、返信先の住所を記載したもの）

⑷　提出期限

上記ア～ウの書類は、平成 26年 11月 ７日（金）午後４時までに持参すること。

⑸　入札参加資格の確認

ア　入札に参加できる者の確認基準日は、前記⑵の最終日とする。

イ　入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を平成 26 年 11月 13日（木）までに文書にて通知する。

ついては、返信用封筒（定型長３）を入札参加申込書に添えて提出すること。また、返信用封筒には返信先の住所を記載しておくこと。

⑹　その他

ア　入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ　提出された入札参加申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ　提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ　入札参加申込書の提出期限日時以降は、入札参加申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5　契約条項を示す場所及び日時

兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部総務課

平成 26 年 10月 28日（火）から　11月　７日（金）までの午前10 時から午後４時まで

（土曜日及び日曜日、正午から午後１時までを除く。）

6　入札・開札の場所及び日時

⑴　場所　　兵庫県立大学姫路工学キャンパス　本館３階　大会議室

⑵　日時　　平成 26年 11月 14日（金）午前10 時00 分

7　入札書の提出方法

入札書は書面による入札とし、入札日時に入札箱に投入すること。

8　入札書の作成方法

⑴　入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

⑵　入札金額は、上記１⑴の物品の金額（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）を入札する。

⑶　入札書に記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア　件名は、「Suns-Voc測定装置」とする。

イ　年月日は、入札書の提出日とする。

ウ　入札者の氏名及び押印は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とし、また印章は兵庫県に届出のものとする。

エ　代理人が入札する場合は、入札者の氏名の表示並びに当該代理人の氏名及び押印があること。

⑷　落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100 分の8 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるもの

する。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108 分の100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(5)　入札執行回数は、２回を限度とする。

(6)　一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

9　入札保証金及び契約保証金

(1)　入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100 分の5 以上の額を平成 26年 11月 13日（木）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に公立大学法人兵庫県立大学理事長（以下「理事長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

保険期間は本件入札の参加申込後で、平成 26年 11月 13日（木）以前の任意の日を開始日とし、平成 26年 11月 17日（月）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100 分の5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(2)　契約保証金

契約金額（落札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額の100 分の10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。

ただし、保険会社との間に理事長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて、契約締結日の前に提出すること。

10 無効とする入札

(1)　前記２の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2)　入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等、前記２に掲げる入札参加資格がない者のした入札は無効とする。

(3)　無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

11 落札者の決定方法

(1)　前記１の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、公立大学法人兵庫県立大学会計規程（平成25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第52 号）第47 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(2)　落札者となるべき同価の入札をした者が２者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、くじは入札立会人に引かせることとする。なお、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじ引きを辞退することはできない。

(3)　予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札をする。

(4)　再度の入札をしても落札者がないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

12　入札に関する条件

(1)　入札書は、所定の日時及び場所に持参すること。

(2)　入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに

提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成 26年 11月 17日（月）までであること。
(3)　入札者又はその代理人が同一事項について２通以上した入札でないこと。
(4)　同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は２人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
(5)　連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
(6)　代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
(7)　入札書に入札金額、入札者の記名及び押印があり、入札内容が分明であること。なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
(8)　入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
(9)　再度入札に参加できる者は、初度の入札に参加して有効な入札をした者であること。

13　入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

14　契約書の作成

(1)　落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。
(2)　(1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
(3)　契約書は２通作成し、双方各１通保有する。
(4)　契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
(5)　落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

15　監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

16　その他注意事項

(1)　入札参加申込書、関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
(2)　入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
(3)　兵庫県暴力団排除条例（平成22 年兵庫県条例第35 号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、暴力団、暴力団員、暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当するとことが判明した場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議がない旨の誓約書の提出を求めることとする。また契約書には、契約解除に関する条項を付加することとする。

17　調達事務担当課

〒671-2280　兵庫県姫路市書写２１６７
兵庫県立大学姫路工学キャンパス経営部総務課
電話(079)267-1661、FAX (079)266-8868

仕　様　書

1　調達物品名及び構成内訳

品　　名　　　Suns-Voc 測定装置

メーカー　　　米国シントンインスツルメンツ社

形　　式　　　Suns-Voc Post Diffusion Process Control 一式

構　　成

Suns-Voc 測定装置本体及び標準装備の以下の付属品を全て含むこと

①　解析用ソフトウエア

②　測定用パソコン、モニタ

③　電源ケーブル

④　取扱説明書

2　導　入

・ 本調達物品の設置場所への搬入、接続、調整及びソフトウェアのインストールを行い、各機器の動作確認を行うこと。
・ 搬入時の作業日程と体制を提示し、本学と協議を行い、その指示に従うこと。
・ 作業においては、関係する法令等を遵守すること

3　保　守

・ 本調達物品に関わるアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていること(米国シントンインスツルメンツ社製品の正規代理店であること) を書面により証明すること。
・ 本調達物品納入検査完了後、発注者の過失に因らずして、1年以内に発生した故障・不具合に関しては、その修理・調整を無償で行うこと。

契　約　書（案）

１	品　　名	Suns-Voc 測定装置の導入
２	規格(形式)	米国ｼﾝﾄﾝｲﾝｽﾂﾙﾒﾝﾂ社製 Suns-Voc Post-Diffusion Process Control
３	数　　量	一式（別表）　１台
４	契約金額	￥○，○○○，○○○円 （うち消費税及び地方消費税の額　￥○○○，○○○円）
５	納入期限	平成２７年　1月　３０日
６	納入場所	兵庫県立大学姫路工学キャンパス
７	契約保証金	￥○，○○○，○○○円
８	納入の方法	兵庫県立大学の指示による

公立大学法人兵庫県立大学（以下「甲」という。）と株式会社○○○○（以下「乙」という。）とは、上記物品の納入について、次の条項に従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、これを履行するものとする。

（総　　則）
第１条　乙は、甲の示す仕様書及び図面又は見本に基づいて、頭書の納入期限内に物品を納入しなければならない。
２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかでなく、又は特別の指示をうけてないときは、高級な品質を有するものを納入しなければならない。
３　乙は、仕様書及び図面又は契約条件に明示されていない事項について、物品の納入に当然必要なことは、甲の指示によらなければならない。
（検　　査）
第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書正副２通を提出し、立ち会いの上、甲の検査を受けなければならない。
２　検査に要する費用及び検査による変質、変形又は消耗及び損傷した物品の修繕等の費用はすべて乙の負担とする。
３　乙は、第１項に規定する検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。
（手直し、補強又は取換え）
第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第１項の検査に合格しなかったときは、甲の指定した期限内にこれを手直しし、補強し、又は取換えて検査を受けなければならない。
（給付の完了）
第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
２　物品の容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲の所有とする。
（危険負担）
第５条　物品の納入前に生じた損害は、すべて乙の負担とする。
（かし担保）
第６条　乙は、納入した物品で、隠れたかしがあるときは、この契約を履行した日から１年間、無償で手直しし、補強し、又は取換えなければならない。
２　乙は、甲に対して、前項に規定するかしにより生じた損害を賠償しなければならない。
（権利、義務の譲渡禁止）
第７条　乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りでない。

（代金の支払等）
第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日の属する月の翌月末日に契約金額を支払うものとする。ただし、特別の理由がある場合においては、この限りでない。

（分　　納）
第９条　乙は、甲の要求があったときは、物品の数量を分割して納入するものとする。
２　乙は、前条の規定により、分割納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代価を請求することができる。

（乙の請求による契約履行期限の延長）
第１０条　乙は、天災地変、その他やむを得ない理由により、契約の履行期限内に物品を納入することができないときは、甲に対して、遅滞なくその理由を明らかにした書面により、期限の延長を求めることができる。この場合において、甲が正当と認めたときは、甲、乙協議して書面により延長日数を定めるものとする。

（契約の解除）
第１１条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合においては、この契約を解除することができる。
(1)　乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2)　法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。
(3)　乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
(4)　乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
(5)　乙又はその代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約に係る競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したと認められるとき。
２　甲は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。
３　第１項の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても、乙は甲に対してその損害を請求することはできない。
４　甲は、第１項の規定により、この契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代価を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
５　第１項の規定により、この契約を解除した場合においては、乙は契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として甲の指定する期限までに甲に納付しなければならない。
６　前項の場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
７　甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。

（暴力団等の排除）
第１２条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。
(1)　暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）第２条第１号に規定する暴力団及び第３号に規定する暴力団員
(2)　暴力団排除条例施行規則（平成 23 年兵庫県公安委員会規則第２号）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
２　前条第３項から第７項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第１３条　乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

（賠償の予約）

第１４条　乙は、乙又はその代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、契約金額の 10 分の２に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。物品の納入後も同様とする。

(1)　刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の６による刑が確定したとき。

(2)　刑法第 198 条による刑が確定したとき。

(3)　公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条第１項の規定による排除措置命令を行い、同条第７項の規定により当該命令が確定したとき。

(4)　公正取引委員会が、独占禁止法第 50 条第１項の規定による課徴金納付命令を行い、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。

(5)　排除措置命令又は課徴金納付命令を不服として、独占禁止法第 52 条第１項の規定による審判の請求を行った後、これを取り下げたため、同条第５項の規定により当該命令が確定したとき。

(6)　公正取引委員会が、独占禁止法第 65 条、第 66 条第１項、同条第２項、同条第３項又は第 67 条第１項の規定による審決（第 66 条第３項の規定中、原処分の全部を取り消す旨の審決を除く。）を行い、当該審決が確定したとき。

(7)　公正取引委員会が行った審決に対し、独占禁止法第 77 条の規定により審決取消しの訴えを提起し、その訴えについて請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

２　前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（契約の変更、中止）

第１５条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して、書面による通知により契約の内容を変更し、又は中止させることができる。この場合において、契約金額又は納入期限を変更する必要があると認めるときは、甲、乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

（事情の変更）

第１６条　契約の締結後において、予期することのできない経済情勢の変動等により、契約金額が著しく不当と認められる事情が生じたときは、甲、乙協議の上、契約金額その他の契約内容を変更することができる。

（調査への協力）

第１７条　甲は、この契約に係る甲の適正な予算執行を検証するため、必要があると認めた場合は、乙に対し、甲が行う調査に必要な物品の出納に関する帳簿の閲覧又は情報の提供等の協力を要請することができる。

２　乙は、甲から前項の要請があった場合は、特別な理由がない限りその要請に応じるものとし、この契約の終了後も、契約終了日の属する甲の会計年度を含む６会計年度の間は同様とする。

（協　　議）

第１８条　この契約について疑義のあるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲が定める会計規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 52 号）、契約規程（平成 25 年公立大学法人兵庫県立大学規程第 56 号）その他関連規程によるほか、甲、乙協議の上、定めるものとする。

この契約の証として、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１１月２０日

甲　　姫路市書写２１６７　兵庫県立大学姫路工学キャンパス

公立大学法人兵庫県立大学

理事長　　　清　　原　　正　　義

乙

別　表

品　　名	Suns-Voc測定装置
メーカー	米国ｼﾝﾄﾝｲﾝｽﾂﾙﾒﾝﾂ社
形　　式	Suns-Voc Post-Diffusion Process Control
構　　成	Suns-Voc測定装置本体及び標準装備の以下の付属品を全て含む ①　解析用ソフトウエア ②　測定用パソコン、モニタ ③　電源ケーブル ④　取扱説明書

誓　約　書

兵庫県暴力団排除条例（平成22年条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。

記

１　条例第２条第１号に規定する暴力団、又は第３号に規定する暴力団に該当しないこと

２　兵庫県暴力団排除条例施行規則（平成 23 年公安委員会規則第２号。）第２条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと

３　上記１及び２に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと

平成２６年１１月２０日

公立大学法人兵庫県立大学
理事長　清原　正義　様

住　　所

会 社 名

代表者名　　　　　　　　　　　　㊞